

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

		資料番号	21	担当課	畜産課
法令名	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	根拠条項	5	不利益処分の種類	家畜排せつ物の適正な管理に関する勧告及び命令
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年7月28日 法律第112号)		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則 (平成11年10月29日 農林水産省令第74号)			
(管理基準)		(管理基準)			
第三条 農林水産大臣は、農林水産省令で、たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理方法に関し畜産業を営む者が遵守すべき基準(以下「管理基準」という。)を定めなければならない。		第一条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項の管理基準は、次のとおりとする。			
2 畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない。 (指導及び助言)		一 たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設(以下「管理施設」という。)の構造設備に関する基準			
第四条 都道府県知事は、家畜排せつ物の適正な管理と確保するため必要があると認めるときは、畜産業を営む者に対し、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。 (勧告及び命令)		イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料(コンクリート等污水が浸透しないものをいう。以下同じ。)			
第五条 都道府県知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準に違反していると認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。		ロ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。			
2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。		二 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準			
		イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。			
		ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと。			
		八 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。			
		二 送風装置等を設置している場合は、当該草地の維持管理を適切に行うこと。			
		ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。			
		2 前項の規定は、その飼養する家畜の頭羽数が、牛及び馬にあっては十頭未満、豚にあっては百頭未満、鶏にあっては二千羽未満の畜産業を営む者については、適用しない。			